

判例第 22/2018/AL 号

生命保険契約における病理状況の情報を提供する義務に違反しないことについて

2018 年 10 月 17 日に最高人民裁判所裁判官評議会により可決され、最高人民裁判所の長官の 2018 年 11 月 6 日付決定第 269/QĐ-CA 号に従い公表された。

判例の源

原告であるダンヴァン L（ダンヴァン L の委任代表者はチャンスオン H である。）及び被告である C 生命保険有限責任会社（委任代表者はホアン P であり、適法な権利利益の保護者はディンクアン T 及びチャンゴック T である。）の間の保険契約紛争の事件に関するホーチミン市人民裁判所の 2016 年 3 月 16 日付第二審民事決定第 313/2016/DS-PT 号

判例の内容の位置

「裁判所の認定」第 4、8、9、10、11 段落

判例の内容の概要

-判例の事実

生命保険契約、保険規則、保険申込書においては、被保険者の病理状況の申告につき、明確に要請がない。申告を要請された情報は、当事者が生命保険契約の締結を決定する根拠ではない。

-法的解決策

この場合、保険契約者は、契約を締結する又は保険申込書を作成するときに、情報の提供義務に違反しなかったと認定しなければならない。

判例に関する法令の規定

-2005 年民法第 407 条第 2 項（2015 年民法第 405 条第 2 項が対応する。）

-2005年民法第409条第4項（2015年民法第404条第3項が対応する。）

-2010年に修正・補充された2000年保険経営法第21条

判例のキーワード

「保険契約」、「保険規則」、「保険申込書」、「情報提供義務の違反」、「情報申告要請が不明確」、「病理状況」

事件の内容

❖ 2010年11月10日付、2010年12月8日付の訴状において、原告であるダンヴァンLは、次のとおり請求した。

Q郡人民裁判所が、C保険有限責任会社（以下「C会社」という。）に対し、Lに405,000,000ドン及び判決が法的効力を有するときまでのその利息を支払うよう強制すること。この金額は、C会社がLの妻により締結した次の2つの保険契約に応じて支払わなければならない金員である。

- 2008年10月14日に締結した契約第S11000009505号につき、補償金額は265,000,000ドンである。

- 2009年3月25日に締結した契約第S11000040924号につき、補償金額は190,000,000ドンである。

会社は、既にLに対し50,000,000ドンを支払った。

❖ 2011年5月30日付訴訟提起の請求の補充・変更の申請書で、ダンヴァンLは、次のことを請求した。

C会社がLに470,000,000ドン及び判決が法的効力を有するときまでのその利息を支払うこと。現時点までの仮計算の利息は、43,000,000ドンである。

- 2008年10月14日に締結した契約第S11000009505号につき、補償金額は287,000,000ドンである。

- 2009年3月25日に締結した契約第 S11000040924 号につき、賠償金額は 190,000,000 ドンである。

❖ 2011年6月22日付訴訟提起の請求の変更請求書で、ダンヴァン L は、次のとおり、訴訟提起の請求を変更した。

C 会社が、第 S11000009505 号及び第 S11000040924 号の保険契約の 2 つにつき、203,772,500 ドンを支払い、2008年10月14日に締結した契約第 S11000009505 号を継続に履行し、契約第 S11000009505 号及び第 S11000040924 号の原本を返却することを強制する。具体的に、次のとおりである。

「Thịnh Trí Thành Tài Bảo Gia」契約については、現時点で会社は、死亡の場合の保険金（第 4.1.2 条）を保険料の 50% としての 35,000,000 ドン支払わなければならないこと。

年次の現金の支援（第 4.4 条）を保険料の 10% としての 7,000,000 ドン。

同時に、契約第 S11000009505 号を継続に履行し、契約に定める期限が到来した時、保険金を支払うこと。

-保険料返還ありの死亡保険

死亡の場合の保険金（第 4.1 条）：190,000,000 ドン（C 会社が 50,000,000 ドンを支払った。）

現時点までの仮計算の利息は、会社が支払遅滞をしたための利息であり、21,772,500 ドンである。

❖ 2015年4月18日付訴訟提起の請求の補充申請書で、ダンヴァン L は次のことを請求した。

C 会社が、L に対し 405,000,000 ドン及び判決が法的効力を有するときまでのその利息を支払うことを強制すること。

C 会社が、L の家族から回収し、保持している契約第 S11000009505 号及び契約第 S11000040924 号の原本を返却するように強制すること。

❖ 2011年1月28日付答弁書第 008/2011/CV 号で、被告である C 会社は、次のとおり述べた。

トゥオンティ H の顧客は、保険契約の 2 つを締結する前に、胃痛と高脂血症の病歴があったが、保険申込書の質問票で申告しなかった。C 社は、トゥオンティ H が胃痛と高脂血症にかかっていることを知っている場合、保険契約の締結を拒否したはずである。そのため、C 社が、保険金の支払いを拒否し、H の 2 つの保険契約を取消すことは、根拠があり（契約の規則及び条項第 11.2 条に基づく。）、適法である（保険経営法第 19 条に基づく。）。

C 会社は、1 郡人民裁判所に対し、L の訴訟提起請求を却下することを請求した。

❖ 2011 年 5 月 16 日付答弁書第 024/2011/CV 号で、被告である C 会社は、次のとおり述べた。

1 C 会社が 405,000,000 ドンの金額及び保険契約第 S11000009505 号、第 S11000040924 号の発生した利息を支払うような請求につき、C 会社は、自己の主張を維持する。会社は、上記の 2 つの保険契約に定める自己の全ての義務を履行した。同時に、会社は、ダンヴァン L の請求が、保険契約の規則及び条項に照らすと根拠がなく、そして法的根拠もないと出張した。それに基づき、C 会社は、裁判所に対し、L の請求を却下するよう請求した。

2 C 会社が保険契約第 S11000009505 号及び第 S11000040924 号の原本を返還するような請求につき、会社はそれに同意する。

❖ 2011 年 4 月 14 日及び 2011 年 5 月 9 日の陳述書で、関連する権利義務を有する者であるルオンティ T は、次のとおり述べた。

T は、2010 年 1 月 9 日に死亡したトゥオンティ H の母親である。T は、C 会社に対し、自己と家族に保険金を支払うように請求した。また、婿であるダンヴァン L が、C 会社のと紛争において、完全な権利を有し、順調に行動できるため、T は、自己が受け得る保険金をダンヴァン L に贈与することに同意する。

❖ 2011 年 4 月 14 日付陳述書で、関連する権利義務を有する者であるダンキエウ L は、次のとおり述べた。

Lは、2010年1月9日に死亡したトゥオンティ H の娘である。保険会社が H に支払うべき保険金につき、法令の定めるところにより、Lは一部を受けられる。Lは、C会社に対し、母親が死亡した時に C 会社が支払わなければならない保険金のうち自己が相続財産として受けられる金額を支払うように請求する。ダンキエウ L は、父親であるダンヴァン L に、自己を受けられる保険金及びその保険金の取得権を贈与し、ダンヴァン L は、H の保険金の支払いを請求するための C 会社との紛争において、完全な権利を有する。

❖ 2011年5月9日付陳述書で、ダンヴァン L は、ダンリン N の適法な代表者として次のとおり述べた。

裁判所は、自己の家族及び、C会社又はその他の生命保険会社の生命保険に加入しているベトナムの国民の人々に公正をとるために、速やかに事件を審理するように請求する。

-1 郡人民検察院の代表は、訴訟手続きを行う者及び訴訟参加者の民事訴訟における法令の遵守につき、次のとおり述べた。

裁判官は、民事訴訟法の規定を遵守している。

紛争となっている関係を正しく確認した。事件は提訴時効期間内である。証拠を十分に収集した。

検察院及び訴訟参加者に対する訴訟文書の発行及び送達は、民事訴訟法第 147 条の定めるところにより、実施した。

当事者の法的資格を正しく確定し、事件の審理を行う決定及び書類を検察院に検討のために送付することは、法令に定める期限内で行った。

審理の準備は遅く、民事訴訟法第 179 条に違反した。

公判では、審理合議体は、事件の審理を行う決定に定める時間、場所、参加者のとおりに手続きを実施した。審理の原則は、法令に従う。審理の過程において、公判の裁判長は、当事者が発言し、意見を述べる権利を保障した。

訴訟参加の法令の遵守について：事件を受理するときから本日の公判までは、原告、被告及び関連する権利義務を有する者は、民事訴訟法の定めを遵守している。

➤ 第一審判決は、次のことを決定した。

❖ 適用：

-2011年修正・補充の2004年民事訴訟法第25条第3項、第33条第1項第a号、第35条第1項第a号、第245条

-2001年4月1日から施行されている保険経営法第21条、第29条

-2006年1月1日から施行されている民法第305条、第407条

-2009年7月1日から施行される裁判所の訴訟費用、手数料法令

-1997年6月19日付司法省・財務省・最高人民裁判所・最高人民検察院の合同通達第01/TTLT号

-2010年11月29日付ベトナム国家銀行決定第2868/QĐ-NHNN号

❖ 決定

1 原告の請求を認容する。

-C保険有限責任会社に対し、ダンヴァンLに300,875,342ドンの保険金を支払う責任を負わなければならないと強制する。

-C保険有限責任会社は、ダンヴァンLに、2008年10月14日付「Thịnh Trí Thành Tài Bảo Gia」契約及び2009年3月25日付保険料返還ありの死亡保険の2つの保険契約書を返却しなければならない。

-2008年10月14日保険契約第S11000009505号（「Thịnh Trí Thành Tài Bảo Gia」）は、継続に履行し、ダンリンNが満期日に生存している場合、満期保険金を受け取ることができる。

権限を有する民事判決執行機関の監督の下で、判決が法的効力を有する時に直ちに判決を執行する。

ダンヴァン L が判決執行申請書を出した時から、C 保険有限責任会社が上記の金額を全部支払わない場合、C 保険有限責任会社は、毎月、判決を執行しない期間に応じて、国家銀行が公表した基本利率に基づき、利息を支払わなければならない。

2 訴訟費用について：C 保険有限責任会社は、第一審民事判決の訴訟費用を 15,043,767 ドン負担しなければならない。

原告は、第一審民事判決の訴訟費用を負担する必要があるため、納付した訴訟費用の前金の 11,925,000 ドンを返却される。その金額は、ホーチミン市 1 区の税務支局の、2011 年 1 月 5 日付領収書第 05237 号による 10,100,000 ドン、2011 年 4 月 26 日付領収書第 05621 号による 200,000 ドン及び 2011 年 1 月 5 日付領収書第 05737 号による 1,625,000 ドンからなる。

3 控訴権について：

-L、T 及びキェウ L の委任代表者であるチャンソン H は、審理の日に出席したが、判決を言い渡した時に欠席したため、L、T 及びキェウ L は、判決につき、判決を適式に送達した日から 15 日間以内に控訴権を有する。

-C 保険有限責任会社は、判決の言渡し日から 15 日間以内に控訴権を有する。

判決、決定が民事判決執行法第 2 条の定めるところにより執行される場合、民事判決執行を受け、民事判決を執行しなければならない者は、民事判決執行法第 6 条、第 7 条及び第 9 条の定めるところにより、判決執行を合意する権利、判決執行を請求する権利を有し、自発的に判決を執行する又は判決執行を強制される。判決執行の時効は、民事判決執行法第 30 条の定めるところにより、実施する。

2015 年 9 月 9 日に、被告である C 保険有限責任会社（以下「C 会社」）は、控訴状を提出し、第一審判決の内容の全部に対し控訴した。

➤ 第二審公判では：

原告は訴訟提起の請求を取り下げず、控訴者は控訴請求を取り下げなかった。当事者は、事件の解決につき合意を達することができなかった。

控訴者である C 会社（委任代表者はホアン P である。）及び適法な権利利益の保護弁護士は、次のとおり述べた。

C 会社と保険契約を締結する時、H は正直に申告しなかった。具体的に、H は、保険申込書で次の 2 点で不正直に申告した。

1 2009 年 9 月 3 日付 B 病院の相談議事録第 42/BV-99 号に従えば、H は、胃痛の 2 年病歴がある。C 会社によれば、この内容は H が申告し、医者により上記の相談記録書に記載された内容である。そのため、H が 2007 年 9 月 3 日から胃痛にかかっており、つまり保険契約を締結する前であると確定することができる。C 会社は、胃の不調という用語は、胃痛を含みすべての胃に関する病気を意味すると主張している。「胃腸潰瘍、胃腸出血、膵炎、大腸炎、頻繁な消化不良、嚥下困難、または胃、肝臓若しくは胆嚢の障害」という 2009 年 3 月 25 日付保険申込書第 54 問で、H が、いいえを選択した（つまり、H は胃の障害にかかっていない。）ことは、不正直の申告である。

2 第二審公判で、C 会社は、2008 年 9 月 22 日付血液学的検査の公証写しを提供した。これは、C 会社が、H の元職場である C 幼稚園の職員の定期健康診断の書類から収集したものである。C 会社によれば、H が 2008 年 9 月 22 日に、血液検査を受けたが、保険申込書第 61 問で申告しなかったのは、故意に不正直に申告したことである。

上記の 2 つの点から、H が正直に情報を申告せず、情報提供義務に違反したと断言する。そのため、保険契約の規則と条項第 11.2 条に基づき、C 会社は、上記の 2 つの保険契約を取消し、この 2 つの契約は、効力を有しない。

その他、2010 年 9 月 15 日に、L は、50,000,000 ドンを受け取り、支払い及び保険債務完済確認伝票に署名した。この伝票で、L は、保険契約第 S11000009505 号及び保険契約第 S11000040924 号を終了させることに同意し、C 会社が保険金を全部支払い、この 2 つの契約についての保険権利の解決につき責任はないと認めた。

そのため、C 会社は、L に対し保険金を支払う義務を負わない。第二審裁判所に対し、原告の訴訟提起の請求を否認するように第一審判決の修正を検討することを請求した。

原告であるダンヴァン L（代表者はチャンスオン H である。）は、次のように述べた。

一般の理解の仕方では、「胃痛」と「胃の不調」は2つの異なる概念であり、胃痛こそが胃の障害であると証明する資料又は証拠が全く存在しない。毎年、H は職場が行う定期健康診断を受けている。しかし、これは、ほとんどの機関及び組織が自己の従業員のために実施しているものであり、完全に正常なものである。定期健康診断を受けた際、検査を受けた人は、診断治療機関がどのような措置および方法を使ったのかを知らない又は知るべきではない。また、この定期健康診断書では、H が C 会社の保険契約の締結の拒否に関連する病気にかかっていることを示していない。そのため、C 会社は H が情報を不正直に提供したと考え、保険金の支払いを拒否したことについては根拠がない。第二審裁判所が第一審判決を維持するよう要請する。

関連する権利義務を有する者であるルオンティ T、ダンキエウ L、ダンリン N（ダンヴァン L は、未成年者の子の適法な代表者である。）は、代表者チであるチャンスオン H により、次のとおり述べた。

関連する権利義務を有する者は、原告と同様な意見を持っており、審理合議体が第一審判決を維持することを要求する。

ホーチミン市人民検察院の代表は、公判に参加し、次のとおり意見を述べた。

形式について：当事者の控訴状は、法令に定める期限内に出したため、裁判所が認容するよう要請する。審理合議体及び公判の参加者は、第二審の段階における事件の解決過程において、法令の規定を遵守している。

内容について：C 会社及び C 会社の権利利益を保護する弁護士が述べた控訴の内容からすれば、H が正直に申告せず、情報提供の義務に違反したことを確認するための証拠が不十分である。その

ため、C会社の陳述に従えば2つの保険契約を取り消すための条件は十分ではなく、C会社の控訴を認容する根拠は不十分であり、審理合議体が第一審判決を維持することを要請する。

裁判所の認定

【1】公判で審査された事件の書類における資料を検討した後、公判における弁論の結果に基づき、審理合議体は、次のように認定した。

【2】訴訟について：C会社の控訴状は、法令に定める期限内に提出され、C会社は法令の定めるところにより、控訴手続きを実施していたため、それを認容する根拠がある。

【3】内容について：原告の訴訟提起の請求を却下するような被告の控訴を検討し、審理合議体は、次のことを認定した。

【4】2009年3月25日付保険申込書第54問では、「胃腸潰瘍、胃腸出血、膵炎、大腸炎、頻繁な消化不良、嚥下困難、または胃、肝臓若しくは胆嚢の障害」につき、Hは、いいえを選択した。2009年9月3日付B病院の相談議事録第42/BV-99号において、Hは、胃痛の2年病歴が持っていると申告した。相談議事録に従えば、Hは、2007年9月3日から、すなわち、Hが保険契約を締結する時点の前から胃痛にかかっている。C会社は、胃の障害という用語は、胃痛を含みすべての胃に関する病気を意味すると主張した。しかし、第二審公判では、被告側は、胃痛が胃の障害であることを証明するための証拠又は科学的な説明を提供することができなかった。

【5】2005年民法第407条第2項では、「約款による契約のなかに、明確でない条項がある場合、その約款による契約を出した側が、その条項を解釈するに際し、不利な取り扱いを受ける。

【6】2005年民法第409条第4項では、「契約の中に理解しづらい条項又は字句がある場合、契約締結の場所における慣習に基づいて解釈しなければならない。」

【7】保険経営法第21条では、「保険契約において不明確な条項があった場合、その条項は、保険加入者に有利な方向で解説される。」

【8】上記の法律の規定に従って、当事者間に異なる解説の仕方があった場合、その条項は、H に対し有利な方向で解説されなければならない。そのため、C 会社が述べた、胃痛が胃の障害に含まれることを確定するために、根拠は不十分である。

【9】検討した以上、保険申込書において、胃痛に関する質問はない。そのため、C 会社は、H が胃痛にかかっているにもかかわらず申告しなかったというのは、故意に不正直に申告し、情報提供の義務に違反したことでであると主張したが、それは、根拠のない主張である。

【10】2009年3月25日保険申込書第61問では、「過去5年間に、上記で記載されない、X線、超音波、心電図、血液検査、生検などの診断検査を受けた又は病気になり、医学診断を受け、病院での治療を受けたことがあるか」につき、H は、いいえを選択した。第二審の公判では、C 会社は、トゥオンティ H 名義の2008年9月22日付血液学的検査の結果を提供した。C 会社は、これが H の元職場である C 幼稚園の職員に対する定期健康診断の書類から収集した資料であると述べた。C 会社は、H が2008年9月22日に、血液検査を受けたが、保険申込書の第61問で申告しなかったため、故意に不正直に申告したのでであると主張した。検討した以上、機関又は組織により行われる定期健康診断は、通常で定期的なものである。定期健康診断を受けた際、検査を受けた人は、診断治療機関がどのような措置および方法をとっていたのかを知らない又は知るべきではない。さらに、定期健康診断を受けた時、H は、C 会社が保険契約の締結を拒否することを引き起こす病気の症状を何も検出されなかった。そのため、H が体の不調を感じていたため血液検査を受け、その後 C 会社の保険を購入すると断言することには根拠が不十分である。

【11】このように、H が保険契約を締結する際に不正行為をしたと判断するために、十分な根拠はない。また、H が保険申込書第54問と第61問につき、いいえを選択したことは、C 会社の契約締結の検討に直接影響を与えると判断するための根拠がない。

【12】さらに、C 会社の保険料返還ありの死亡保険及び「Thịnh Trí Thành Tài Bảo Gia」保険は、次の内容がある。

【13】「第 11.2 条：保険契約者又は被保険者により提供された情報につき、故意に隠蔽する又は虚偽申告し、保険の承認を評価する決定に重大な影響を与えるものがある場合、会社は契約を取り消すことができる又は契約が当初から無効である。」。上記の 11.2 条の「重大な影響を与える」については、本日の公判において、C 会社は、どのような影響であれば重大であるのか、明確に説明しなかった。また、胃痛と血中脂肪の増加の病歴を持っている者に対する保険契約の締結を承認するか否かにつき、被告人の陳述は一致しなかった。2011 年 1 月 28 日付答弁書第 008 号で、C 会社は、「トゥオンティ H が胃痛と血中脂肪の増加にかかっていることがわかっていたら、C 会社は保険契約の締結を拒否したはずである」と述べた。第一審と第二審の公判では、C 会社の代表及び C 会社の適法な権利及び利益を保護する弁護士は、H が胃痛と血中脂肪の増加にかかっていることがわかっている場合、C 会社は、保険契約を締結するかどうかを検討したはずであると述べた。このことからすれば、C 会社は、上記の場合を解決するための具体的な基準が設けていない。したがって、「重大な影響」という表現は、保険の加入を拒否される病気という意味で理解すべきであり、C 社が述べている保険を販売できるか否かという意味では理解できない。また、この条項は、不明確であるため、「約款による契約のなかに、明確でない条項がある場合、その約款による契約を出した側が、その条項を解釈するに際し、不利な取り扱いを受ける。」という民法第 407 条第 2 項及び「保険契約において不明確な条項があった場合、その条項は、保険加入者に有利な方向で解説される。」という保険経営法第 21 条はに基づき、この条項を H に有利な方向により、理解し説明しなければならない。

【14】事件の証人であるグイエンティズィエム P は、次のとおり述べた。P は、保険契約第 S11000297923 号に基づき、C 会社の定期保険を加入している。保険契約を締結する時、P は、C 会社に対し胃痛薬を 3 年間使用していること、定期検査を受け、リグリセライドが 2.2 mmol/l であることを知らせた。2015 年 7 月 28 日付 1 群人民裁判所の検証結果によると、トリグリセリド 2.2 mmol/l は、通常指数より高いものである。

【15】検討した以上、グイェンティズイエムPは、C会社の死亡保険に加入するとき、胃痛及び血中脂肪の増加を申告したが、C会社は、Pに対し標準保険料で保険を販売した。このことから、胃痛及び血中脂肪の増加は、重大な影響とみなされず、C会社は、その他の場合と同様な保険料で保険を販売した。すなわち、保険契約者は、胃痛及び血中脂肪の増加を申告しないとは言っても、保険契約の締結を承認するか否かにつき、C会社の決定に重大な影響を及ぼさない。そのため、顧客は、C会社が発行した保険契約の規則及び条項第 11.2 条に違反しない。第一審裁判所の判断は、根拠があるものである。

【16】C会社は、2つの保険契約における自己の義務を全て履行したと述べた。この問題については、C会社とLは解決することができており、2010年9月15日付支払及び保険債務完済確認伝票により表している。この書類第3節では、LはC会社が保険金を全部支払い、この2つの契約につき、責任を一切持っていないと認めた。また、第4節では、Lは、その時点以降、C会社に影響を及ぼす行為を一切実施せず、C会社が、契約第 S11000009505 号及び第 S11000040924 号につき、責任及び義務を一切負わないと誓約した。検討の上、2010年9月15日付支払及び保険債務完済確認伝票に署名したことは、これらの合意がLの適法な権利利益に影響を与えると考える場合、Lの提訴権を失わせない。

【17】上記の認定から、第一審裁判所が原告の訴訟提起の請求を認容することは、根拠があり、適法である。そのため、C会社の控訴請求を認容する根拠がなく、第一審判決を維持する。

【18】第一審判決のその他の決定につき、当事者は控訴せず、人民検察院は異議を申し立てなかったため、法的効力を有する。

【19】控訴の訴訟費用について：第一審判決を維持するため、C会社は、控訴の訴訟費用を負担しなければならない。金額は 200,000 ドンである。

上記を踏まえて、

民事訴訟法第 132 条第 1 項、第 275 条第 1 項に基づき、

2009 年訴訟費用法令第 30 条第 1 項に基づき、

決定

被告であるC生命保険有限責任会社の控訴請求を認容しない。

2015年8月26日付ホーチミン市1群人民裁判所の第一審民事判決第1211/2015/TLST-DS号を維持する。

原告の請求を認容する。

C生命保険有限責任会社に対し、ダンヴァンLに300,875,342ドンの保険金を支払うことを強制する。

C生命保険有限責任会社に対し、ダンヴァンLに2008年10月14日付「Thịnh Trí Thành Tài Bảo Gia」保険契約書及び2009年3月25日付保険料返還ありの死亡保険契約書を返却することを強制する。

2008年10月14日付保険契約第S1100000505号（「Thịnh Trí Thành Tài Bảo Gia」）は継続に履行され、ダンヴァンLが満22歳になったかつ満期日に生存している場合、満期保険金を受け取ることができる。

権限を有する民事判決執行機関の監督の下に判決が法的効力を有する時に直ちに執行する。

ダンヴァンLが判決執行申請書を提出した時からC保険有限責任会社が上記の金額を全部支払わない場合、C保険有限責任会社は、毎月判決を執行しない期間に応じて、国家銀行が公表した基本利率に基づき、利息を支払わなければならない。

第一審の民事訴訟費用：C生命保険有限責任会社は、15,043,767ドンの第一審の民事訴訟費用を負担しなければならない。ダンヴァンLは、第一審の訴訟費用を負担する必要があるため、納付した訴訟費用の前金の11,925,000ドンを返却される。その金額は、ホーチミン市1群の税務支局の、2011年1月5日付領収書第05237号による10,100,000ドン、2011年4月26日付領収書第05621号による200,000ドン及び2011年1月5日付領収書第05737号による1,625,000ドンからなる。

二審の民事訴訟費用：C生命保険有限責任会社は、200,000 ドンの第二審の民事訴訟費用を負担しなければならない。この金額は、C生命保険有限責任会社が、2015年9月10日付ホーチミン市1群の税務支局の領収書第 AE/2014/0005146 号により納付した訴訟費用の前金から差し引かれる。C生命保険有限責任会社は、第二審の民事訴訟費用の前金を全部に納付した。

判決又は決定が民事判決執行法第2条の定めるところにより執行される場合、民事判決執行を受ける者、民事判決を執行しなければならない者は、民事判決執行法第6条、第7条及び第9条の定めるところにより、判決執行の合意権、判決執行の請求権を有し、自発的に判決を執行する又は判決執行を強制される。判決執行の時効は、民事判決執行法第30条の定めるところにより実施される。

第二審判決は、判決の言渡し日から有効である。

判例の内容

「【4】2009年3月25日付保険申込書第54問では、「胃腸潰瘍、胃腸出血、膵炎、大腸炎、頻繁な消化不良、嚥下困難、または胃、肝臓若しくは胆嚢の障害」につき、Hは、いいえを選択した。2009年9月3日付B病院の相談議事録第42/BV-99号において、Hは、胃痛の2年病歴が持っている」と申告した。相談議事録に従えば、Hは、2007年9月3日から、すなわち、Hが保険契約を締結する時点の前から胃痛にかかっている。C会社は、胃の障害という用語は、胃痛を含みすべての胃に関する病気を意味すると主張した。しかし、第二審公判では、被告側は、胃痛が胃の障害であることを証明するための証拠又は科学的な説明を提供することができなかった。

【8】上記の法律の規定に従って、当事者間に異なる解説の仕方があった場合、その条項は、Hに対し有利な方向で解説されなければならない。そのため、C会社が述べた、胃痛が胃の障害に含まれることを確定するために、根拠は不十分である。

【9】検討した以上、保険申込書において、胃痛に関する質問はない。そのため、C会社は、Hが胃痛にかかっているにもかかわらず申告しなかったというのは、故意に不正直に申告し、情報提供の義務に違反したことでありと主張したが、それは、根拠のない主張である。

【10】2009年3月25日保険申込書第61問では、「過去5年間に、上記で記載されない、X線、超音波、心電図、血液検査、生検などの診断検査を受けた又は病気になり、医学診断を受け、病院での治療を受けたことがあるか」につき、Hは、いいえを選択した。第二審の公判では、C会社は、トゥオンティH名義の2008年9月22日付血液学的検査の結果を提供した。C会社は、これがHの元職場であるC幼稚園の職員に対する定期健康診断の書類から収集した資料であると述べた。C会社は、Hが2008年9月22日に、血液検査を受けたが、保険申込書の第61問で申告しなかったため、故意に不正直に申告したのでであると主張した。検討した以上、機関又は組織により行われる定期健康診断は、通常で定期的なものである。定期健康診断を受けた際、検査を受けた人は、診断治療機関がどのような措置および方法をとっていたのかを知らない又は知るべきではない。さらに、定期健康診断を受けた時、Hは、C会社が保険契約の締結を拒否することを引き起こす病気の症状を何も検出されなかった。そのため、Hが体の不調を感じていたため血液検査を受け、その後C会社の保険を購入すると断言することには根拠が不十分である。

【11】このように、Hが保険契約を締結する際に不正行為をしたと判断するために、十分な根拠はない。また、Hが保険申込書第54問と第61問につき、いいえを選択したことは、C会社の契約締結の検討に直接影響を与えると判断するための根拠がない。」